

第1章 期日指定定期預金規定

1 (預入れ金額)

この預金の預入れは1口100円以上300万円未満とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2 (預金の支払時期等)

- (1) 期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書または通帳記載の据置期間満了日)から証書(通帳)記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、取引店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、証書または通帳記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月間経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3 (利 息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
ア 1年以上2年未満 証書・通帳記載の「2年未満」の利率
イ 2年以上 証書・通帳記載の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」という。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めて該当預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定8(2)から(4)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって、1年複利の方法により計算し、該当預金とともに支払います。
ア 6か月未満 解約日における普通預金の利率
イ 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
ウ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
エ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
オ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
カ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 (規定の変更等)

- (1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

◎この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以 上

第 2 章 自動継続期日指定定期預金規定

1 （預入れ金額）

この預金の預入れは 1 口 100 円以上 300 万円未満とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2 （自動継続）

- (1) この預金は、証書又は通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は当金庫所定の回数を限度とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取引店に申出てください。

3 （預金の支払時期等）

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ア 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年後の応当日（継続をしたときはその継続日の 1 年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、取引店にその 1 か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1 万円以上の金額で指定してください。
 - イ 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（後記（2）により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 前記（1）アにより指定された満期日から 1 か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から 1 か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また前記（2）により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

4 （利 息）

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法で計算します。
 - ア 1 年以上 2 年未満 証書・通帳記載の「2 年未満」の利率

イ 2 年以上 証書・通帳記載の「2 年以上」の利率
(以下「2 年以上利率」という。)

- (2) 継続後の預金の利息についても前記 (1) と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金したまたは元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から 1 か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第 8 (2)、(3)、(4) の規定により解約する場合には、その利息は、預入日 (継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率 (小数点第 4 位以下は切捨てます。) によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

ア 6 か月未満	解約日における普通預金の利率
イ 6 か月以上 1 年未満	2 年以上利率× 40%
ウ 1 年以上 1 年 6 か月未満	2 年以上利率× 50%
エ 1 年 6 か月以上 2 年未満	2 年以上利率× 60%
オ 2 年以上 2 年 6 か月未満	2 年以上利率× 70%
カ 2 年 6 か月以上 3 年未満	2 年以上利率× 90%
- (6) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

5 (規定の変更等)

- (1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

◎この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以 上